２　個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例　　＊捨て㊞を押して下さい。

　①　まず、申請書の１枚目を記入します。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

農地法第３条の規定による許可申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成○○年○○月○○日

　川上村農業委員会会長　殿

　（都道府県知事）

　＜賃貸人＞ ＜賃借人＞

　　住所　○○市○○町○○番地　　　　　　　　　　　住所　○○市××町××番地

氏名　○○　○○　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　××　××

　　　　　　　　　　　　　　　　　所有権

　下記農地(採草放牧地)について　　賃借権　　　　　　　　　　　 を　　設定（期間　５年間）

 　 使用貸借による権利　　　　　　　　 移転

その他使用収益権（　　　）

したいので、農地法第３条第１項に規定する許可を申請します。

記

 １　申請者の氏名等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏名 | 年齢 | 職業 | 住所 |
| 賃貸人 | ○○　○○ | 90 | 農業 | ○○市○○町○○番地 |
| 賃借人 | ××　×× | 45 | 会社員 | ○○市××町××番地 |

２　許可を受けようとする土地の所在等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 地目 | 面積(㎡) | 対価、賃料等の額（円）10a当たりの額 | 所有者の氏名又は名称現所有者が登記簿と異なる場合 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 |
| 登記簿 | 現況 | 権利の種類、内容 | 権利者の氏名又は名称 |
| ○○市○○町×番１○○市○○町×番２ | 田田 | 田田 | 3,0002,500 | 30,00025,00010,000/10ａ | ○○　○○○○　○○ |  |  |

 ３　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

|  |
| --- |
| 売買 |

1. 次に、申請書の３枚目以降を記入します。

　※　地上権（農地の空中又は地下を利用する権利）を設定する場合は、８枚目のⅢに進みます。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

 Ⅰ 一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の

状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所有地 |  | 農地面積 | 採草放牧地面積（㎡） |
| （㎡） | 田 | 畑 | 樹園地 |
| 自作地 | 20,000 | 20,000 | － | － | － |
| 貸付地 | － | － | － | － | － |
|  |
|  | 所在・地番 | 地目 | 面積（㎡） | 状況・理由 |
| 登記簿 | 現況 |
| 非耕作地 | － | － | － | － | － |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所有地以外の土地 |  | 農地面積 | 採草放牧地面積（㎡） |
| （㎡） | 田 | 畑 | 樹園地 |
| 借入地 | － | － | － | － | － |
| 貸付地 | － | － | － | － | － |
|  |
|  | 所在・地番 | 地目 | 面積（㎡） | 状況・理由 |
| 登記簿 | 現況 |
| 非耕作地 | － | － | － | － | － |

１-２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の

状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 田 | 畑 | 樹園地 | 採　　草放 牧 地 |
| 作付(予定)作物 | 水稲 | － | － | － | － | － | － |  |
| 権利取得後の面積(㎡) | 25,500 | － | － | － | － | － | － | － |

(2) 大農機具又は家畜

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　種類数量 | トラクター | トラック | その他 |  |  |
| 確保しているもの　　所有リース | 30ps １台 |  |  |  |  |
| 導入予定のもの　　　所有リース（資金繰りについて） |  |  |  |  |  |

(3) 農作業に従事する者

　 ①　権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

　　　 農作業歴　５年、農業技術修学歴 － 年、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| ②　世帯員等その他常時雇用している労働力(人) | 現在：２　 　　（農作業経験の状況：20年以上の農作業経験あり（水稲）　） |
| 増員予定：なし（農作業経験の状況：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ③　臨時雇用労働力(年間延人数) | 現在：０　　　（農作業経験の状況：） |
| 増員予定：なし（農作業経験の状況　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

④　①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

 ①、②の者とも住所地から徒歩で約15分

＜農地法第３条第２項第２号関係＞

２　その法人の構成員等の状況

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３ 信託契約の内容

|  |
| --- |
|  |

＜農地法第３条第２項第４号関係＞

４ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

　(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

 ①　××　××　　②　××　△△　　③　××　□□

　(2) 年齢

 ①　４５ 　　　 ②　７５　　　　　③　７０

 (3) 主たる職業

 ①　会社員 　　 ②　農業　　　　　③　農業

 (4) 権利取得者との関係

 ①　本人　 　　 ②　父　　　　　　③　母

　(5) その者の農作業への従事状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間 |  |  |  |  |  |  | 水稲 |  |  |  |  |  |
| その者が農作業に常時従事する期間 |  |  |  |  |  |  | ①②③ |  |  |  |  |  |

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５-１ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

　(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

（権利を有する農地の面積＋権利を取得しようとする農地の面積）＝　25,500　(㎡)

　(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

（権利を有する採草放牧地の面積＋権利を取得しようとする採草放牧地の面積）＝　－　(㎡)

５-２ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

　　　以下のいずれかに該当する場合は、５-１を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

□　権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

□　権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。

□　本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

６　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

　（表作の作付内容＝　　　　　、裏作の作付内容＝　　　　　）

□　農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第７号関係＞

７　周辺地域との関係

　　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

|  |
| --- |
| 賃貸借契約を締結する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。　また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。 |